



令和7年度 釧路市放課後児童クラブ員募集のご案内

釧路市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため「放課後児童クラブ」を開設しており、令和7年度は、次のとおり「放課後児童クラブ員」を募集します。

1. 対象児童

- (1) 次に該当する市内の小学校に通う1年生から6年生までの児童
保護者が就労・疾病その他の理由により昼間家庭にいない児童で、食事や衣服の着替え、トイレなどが概ね一人ででき、集団活動が可能であること
- (2) 上記以外で、特に必要と認められる場合

2. 入会基準

詳しくは別紙をご覧ください



3. 開設日及び開設時間

- (1) 月曜日～金曜日は、下校後～午後6時まで
- (2) 土曜日及び休校日は、午前9時～午後6時まで
- (3) 春・夏・冬休み期間は、午前8時30分～午後6時まで
- (4) 市長が必要と認めた時間

4. 閉館日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- (4) 市長が必要と認めた日

5. 費用

保育料は無料です。

ただし、行事参加費やおやつ代などについて、各放課後児童クラブ父母の会で協議し徴収しています

（金額はご利用になる放課後児童クラブで異なります）

6. 入会手続き等

- (1) 書類は11月中旬から配布いたします
- (2) 配布方法
市のホームページからダウンロード
（現在、放課後児童クラブに登録している児童も手続きが必要です）
- (3) 書類の提出
令和6年12月2日(月)から12月28日(土) 9:00-18:00
その後も随時募集します
入会申込書と個人票にご記入のうえ、勤務証明書と共に入会を希望する放課後児童クラブに直接申込みをして下さい。
（後日、児童及び保護者との面談等を行います）



7. 決定通知書

令和7年3月上旬発送の予定

詳細は、入会を希望する放課後児童クラブもしくは

- ・こども保健部こども育成課こども未来づくり係（直通 31-4584）
- ・阿寒町行政センター保健福祉課保健福祉担当（直通 66-2120）

までお問合せ下さい。



7. 放課後児童クラブ開設場所



		放 課 後 児 童 ク ラ ブ 名	所 在 地	電 話 番 号
橋 南	1	白樺児童館放課後児童クラブ	白樺台3丁目5番39号	91-7705
	2	緑ヶ岡児童センター放課後児童クラブ	貝塚1丁目7番15号 (緑ヶ岡・貝塚ふれあいセンター内)	41-7693
	3	武佐児童センター放課後児童クラブ	武佐2丁目27番16号	47-3232
	4	桜ヶ岡児童センター放課後児童クラブ	桜ヶ岡5丁目5番1号	91-9511
	5	望洋児童センター放課後児童クラブ	春採4丁目10番16号	41-5989
	6	米町児童センター放課後児童クラブ	知人町4番37号	41-2426
	7	鶴ヶ岱児童センター放課後児童クラブ	鶴ヶ岱1丁目9番7号	41-1433
	8	第2武佐児童センター放課後児童クラブ	武佐3丁目47番33号	46-6390
橋 北 ・ 鉄 北	9	松浦児童センター放課後児童クラブ	双葉町4番38号 (共栄ふれあいセンター内)	23-9657
	10	春日児童館放課後児童クラブ	春日町9番16号	23-8168
	11	治水児童館放課後児童クラブ	治水町3番4号	24-6396
	12	光陽児童館放課後児童クラブ	光陽町16番3号	25-7748
	13	とんけし児童センター放課後児童クラブ	寿1丁目2番27号	22-1992
	14	愛国児童センター放課後児童クラブ	愛国西3丁目24番8号	36-0353
	15	美原児童センター放課後児童クラブ	美原4丁目5番33号	36-5986
	16	芦野児童センター放課後児童クラブ	芦野3丁目29番5号	37-5735
鳥 取 ・ 大 楽 毛 ・ 阿 寒 等	17	昭和児童センター放課後児童クラブ	昭和町3丁目2番1号	53-0548
	18	鳥取西児童センター放課後児童クラブ	鳥取北8丁目3番2号	51-9495
	19	鶴野児童センター放課後児童クラブ	星が浦北3丁目1番30号	53-1127
	20	大楽毛児童センター放課後児童クラブ	大楽毛4丁目12番15号	57-5596
	21	昭和中央児童センター放課後児童クラブ	昭和中央4丁目7番1号	55-2221
	22	新陽放課後児童クラブ	新富士町4丁目6番8号 (新陽小学校内)	51-5101
	23	阿寒放課後児童クラブ	阿寒町富士見1丁目17番1号 (阿寒小学校内)	66-1188

